

第3章 環境像と施策の柱

第1節 目指す環境像

本市は、穏やかな海、広大な平野、緑豊かな森林、清らかな水をたたえた河川など豊かな自然環境を有しています。それらの自然環境が棚田や里山がある農村景観や干潟*、海、河川での水辺景観などの自然景観を形成するとともに、宇佐神宮や饅絵、石橋など数多くの歴史的文化遺産と融合し、本市特有の美しい景観を形成しています。

そこに住む私たちは、豊かな自然の恵みを楽しんでおり、これを将来の世代に継承することは、私たち宇佐市民の責務です。

しかし、人口減少や少子高齢化、過疎化の進行、ライフスタイル*の変化などの社会的な変化が進む中で、豊かな自然環境の保全や生活環境の改善、市民一人ひとりの環境意識の向上など地域レベルの課題に加えて、地球温暖化問題や海洋プラスチックごみによる環境汚染、食品ロスによる環境負荷*の増大などの地球規模の課題など環境をめぐる課題は山積しています。

私たち一人ひとりがこの自然の恵みを楽しんでいることを再認識し、環境について考え自ら行動し、本市の貴重な環境を地域の活性化に活用するとともに、それらを確実に次の世代に継承していかなければなりません。

そこで、目指す環境像を宇佐市総合計画*「基本構想」の施策方針の一つである「豊かな自然と風景を未来に継ぐまち」に定め、環境に係る施策を展開していきます。

環境像

豊かな自然と風景を未来に継ぐまち

施策の柱1:自然環境

～豊かな宇佐の自然と共生する～



施策の柱2:生活環境

～満足度日本一の安全・安心で
快適な生活環境を創る～



施策の柱3:地球環境

～気候変動に適応した
ゼロカーボンシティを実現する～



施策の柱4:環境活動

～みんなで環境を学び、
行動する～



第2節 施策の柱

目指す環境像の実現に向けて、4つの環境分野について施策の柱を定めました。

施策の柱1：自然環境 ～豊かな宇佐の自然と共生する～

本市では、農林水産業における生産活動を通じて、水田や棚田、山林、河川、干潟*や海などの豊かな自然環境が維持され、多種多様な生物の生息環境や美しい自然景観が保たれてきました。市民アンケート調査においても市が今後重視すべき取組の第1位に「農地、森林、里山里海*などの多様な自然環境の保全」が挙げられています。

本市の豊かな自然環境を守り、将来の世代に継承するため、田園や森林、水辺、生態系を保全することにより、自然と人との共生を図ります。



施策の柱2：生活環境 ～満足度日本一の安全・安心で快適な生活環境を創る～

本市が目指す「定住満足度日本一」を実現するためには、安全・安心で快適な生活環境の創出に向けて、水環境*や騒音・振動・悪臭対策、ごみの適正処理など一人ひとりが生活に身近な取組を行うとともに、日常生活に安らぎと潤いを与える緑地や景観の維持・保全を行う必要があります。

市民アンケート調査においても「空気のきれいさ」が居住地満足度の9割を超える一方、「不法投棄などによる水場の汚れ」「家庭排水による水の汚染」が居住地区の環境問題で関心のあるものの上位2項目となっています。

そのため、市民・事業者・行政など様々な主体が、日常的に環境を美しく保つための取組を実践し、安全・安心で快適な生活環境を創ります。



施策の柱3：地球環境 ～気候変動に適応したゼロカーボンシティを実現する～

地球温暖化対策は、世界共通の喫緊の課題であることから、二酸化炭素などの温室効果ガス*を削減し、脱炭素社会*の実現に取り組む必要があります。本市では「世界気候エネルギー首長誓約*」に参加するとともに、「ゼロカーボンシティ*」を表明しており、それらの実現に向けて、脱炭素社会や循環型社会*のまちづくり、4R*の推進、適応策の推進等により、気候変動*に適応したゼロカーボンシティの実現を目指します。



施策の柱4：環境活動 ～みんなで環境を学び、行動する～

本市が目指す環境像である「豊かな自然と風景を未来に継ぐまち」を実現するためには、私たち一人ひとりが環境に関する意識を持ち、日常生活の中でできることを考え、活動することが必要です。

市民アンケート調査においても、8割以上が自宅や地区の環境保全活動への環境活動に取り組んでおり、環境を守るための負担についても地域活動への参加や環境にやさしいライフスタイル*の実践への割合が高くなっています。

そこで、子どもから高齢者までみんなで本市の環境について学び、誇れる環境に向けて行動する環境活動に取り組みます。



目指す
環境像

豊かな自然と風景を未来に継ぐまち

施策の柱1 自然環境
～豊かな宇佐の自然と共生する～

基本
施策

1. 田園環境の維持保全
2. 地域の森林の健全育成
3. 干潟や河川などの水辺の保全
4. 多様な生物と豊かな生態系の保全

施策の柱2 生活環境
～満足度日本一の安全・安心で快適な生活環境を創る～

基本
施策

1. きれいな水環境の創出
2. 騒音・振動・悪臭等対策
3. ごみの適正処理の推進
4. 緑豊かな生活空間の創出
5. 景観等の保全・継承と活用

施策の柱3 地球環境
～気候変動に適応したゼロカーボンシティを実現する～

基本
施策

1. 脱炭素のまちづくり
2. 気候変動への適応
3. 循環型社会の推進

施策の柱4 環境活動
～みんなで環境を学び、行動する～

基本
施策

1. 環境の学びの場づくり
2. 環境活動の拡大と連携強化
3. グリーンツーリズムの推進
4. 地産地消の推進

各種
施策
・
取組

第4節 各主体の役割

目指す環境像の実現のために各主体が担うべき役割は、次のとおりです。

市民の役割

- ・環境の保全及び創造上の支障を防止するため、その日常生活において、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量、温室効果ガス*の排出抑制その他の環境への負荷の低減に努めます。
- ・環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力します。

事業者の役割

- ・事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じます。
- ・環境の保全及び創造上の支障を防止するため、その事業活動において、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量、温室効果ガスの排出抑制その他の環境への負荷の低減に努めます。
- ・自らも地域の一員であるとの認識の下に、地域の環境の保全及び創造に貢献します。
- ・事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力します。

行政の役割

- ・環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施します。
- ・自らの事務及び事業の実施に当たっては、率先して環境への負荷の低減に努めるとともに、事業者及び市民が行う環境の保全及び創造のための活動に対し、支援又は協力します。